様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 1月23日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃおすてぃありーず  一般事業主の氏名又は名称 株式会社オスティアリーズ  （ふりがな）おおの　ゆうじ  （法人の場合）代表者の氏名 大野　祐治  住所　〒160-0014  東京都 新宿区 内藤町１番地  法人番号　9011101069873  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進への取組 | | 公表日 | ①　2025年11月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://ostiaries.co.jp/news/pdf/20251121.pdf  　2ページ | | 記載内容抜粋 | ①　新型コロナ禍以降、業界を問わず不正アクセス事例が顕在化し続けており、企業活動に大きなリスクをもたらしています。当社はこれらの脅威に対策が必要とされる企業へ、迅速に自社サービスの訴求を可能とするマーケティングプロセスの最適化、社内間コミュニケーションツールから迅速な自社サービス、業務プロセスの改善を推進しております。  当社ビジョンである 「すべてのインターネットユーザーに安全で快適なサービスを提供する」を実現するため、この2つの取り組みを当社におけるDX推進の柱として位置付けております。  ・デジタル技術による営業業務の効率化  ・事業を支える環境整備 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認に基づき当社コーポレートサイトに公表しております。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進への取組 | | 公表日 | ①　2025年11月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://ostiaries.co.jp/news/pdf/20251121.pdf  　4～5ページ | | 記載内容抜粋 | ①　■デジタル技術による営業業務の効率化  当社はグループウェアやマーケティングオートメーション（MA）ツールを活用し、リード管理および営業活動の効率化を推進していきます。  営業活動の進捗をリアルタイムに把握し、過去データ分析をもとに、各リードに最適な内容・タイミングで有益な情報の共有、アプローチができる体制を整備しました。  具体的には、リードの一元管理や、期日管理に基づく自動リマインド機能を導入することで、営業担当者が本来注力すべき顧客対応に集中できる環境を構築しています。  さらに、AIの活用により資料作成等の作業時間を短縮し、商談から成約までの期間短縮と売上向上につなげています。  今後も、AIやクラウドツールの活用範囲を拡大し、営業活動の生産性を継続的に高めることで、当社のDX推進を強固なものとしていきます。  ■事業を支える環境整備  当社は事業基盤を安定的に維持・発展させるため、クラウド型の業務支援ツールやコミュニケーションツールの導入を進め、業務効率化と生産性向上を実現しています。これらのツールを通じて蓄積される業務データを活用し、部門横断での情報共有や業務プロセスの改善につなげています。  また、役職や部署を超えた横断的な情報共有体制を整備し、データ分析に基づく意思決定を可能とすることで、迅速かつ的確な経営判断を支える仕組みを構築しています。さらに、顧客利用データや市場動向データを収集・分析し、自社クラウドサービスの改善や新サービスの企画に反映させることで、競争力強化を図っています。  加えて、DXを継続的に推進する基盤として、データ活用スキルを備えたDX人材の育成や、従業員全体のデジタルリテラシー向上に取り組むことで、組織全体の対応力を強化しています。  これにより、当社は自社クラウドサービスを安定的かつ迅速に提供し、顧客や社会に対して安全で信頼性の高いサービスを持続的に届けられる  体制を確立してまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認に基づき当社コーポレートサイトに公表しております。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進への取組  　3、5ページ | | 記載内容抜粋 | ①　当社はDX戦略を実現するため、管掌事業や担当業務を越え、横断的な組織編成を重視した「DX推進プロジェクト」を設置致しました。実務執行総括責任者を取締役が務め、プロジェクトと社内組織が連携し、DX戦略を実施して参ります。  また、DX人材の育成において、定期的に社外専門家による勉強会を開催し、最先端の知識や技術を学べる機会を提供しており、従業員全体のデジタルリテラシー向上に取り組むことで、組織全体の対応力を強化し、自社クラウドサービスを安定的かつ迅速に提供し、顧客や社会に対して安全で信頼性の高いサービスを持続的に届けられる体制を確立して参ります。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DX推進への取組  　4～5ページ | | 記載内容抜粋 | ①　■デジタル技術による営業業務の効率化  ・グループウェアの導入  ・MAツールの導入  ・ChatGPTやGeminiといったAIツールの活用  ・外部企業との協力、デジタルマーケティングによる営業活動の強化  ■事業を支える環境整備  ・WEB会議システムや社内Chatシステムの導入  ・出退勤記録管理、クラウド労働時間管理システムの導入  ・クラウド管理型ワークフローシステムの導入  ・プロジェクト管理ツールの導入  ・社外の専門家による勉強会を開催し、最先端の知識や技術を学べる機会を提供 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DX推進への取組 | | 公表日 | ①　2025年11月21日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://ostiaries.co.jp/news/pdf/20251121.pdf  　6ページ | | 記載内容抜粋 | ①　■指標（2028年の達成目標）  ・デジタルマーケティングを利用した新規顧客の獲得率と成約率の向上  ・クラウドサービスを利用した作業時間の削減  ・AIエンジニアやデータアナリストの育成及び獲得 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年11月21日 | | 発信方法 | ①　DX推進への取組  　当社コーポレートサイト  　https://ostiaries.co.jp/news/pdf/20251121.pdf  　1ページ | | 発信内容 | ①　■代表取締役メッセージ  当社は「すべてのインターネットユーザーに安全で快適なサービスを提供する」というビジョン掲げ、世界の人々がユニークに保有している電話番号を活用した本人認証システム「着信認証クラウドサービス」をはじめとするサイバーセキュリティサービスを展開しています。  あらゆるサービスがデジタルでつながる現代では「正しい人が、シンプルにアクセスできる」ことは、DX推進に必須となる本人認証において非常に重要な要素となります。  DXサービスの拡がりは効率的な企業活動に貢献する一方、あらゆる業務に浸透することによる本人認証の複雑化を引き起こし、セキュリティ課題が生じることに繋がっていきます。  当社は自社の積極的なDX推進による持続的成長を目指すとともに、多くの企業が取り組むDX推進をセキュリティ面から支援してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 9月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2014年 12月頃　～　2025年 11月頃 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。